

平成27年度  
国民健康保険税の改正に  
ご理解をお願いします

今回の改正により、国民健康保険税の軽減対象は拡大され、課税限度額は引き上げとなります。

◆軽減対象の拡大

国民健康保険税は、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

5割軽減世帯と2割軽減世帯の対象となる基準額の計算方法が変わります。

◎5割軽減

被保険者数に乗ずる金額を24万5千円から26万円に改定します。

◎2割軽減

被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改定します。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要です。

ただし、世帯主及び被保険者に所得未申告のかたがいる場合は、軽減措置の対象になりませんので、所得の申告を必ずしてください。

軽減割合	改正前軽減判定所得	改正後軽減判定所得
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+(被保険者数×24万5千円)以下	33万円+(被保険者数×26万円)以下
2割	33万円+(被保険者数×45万円)以下	33万円+(被保険者数×47万円)以下

※軽減判定所得：世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額など(賦課期日に資格を有するかた)  
※65歳以上の公的年金受給者のかたは年金所得から15万円を控除した金額で判定します

モデル世帯における改正前と改正後の国保税の試算

◇1人世帯(55歳)  
軽減判定所得58万円の場合  
改正前：2割軽減⇒改正後：5割軽減

	改正前	改正後
均等割額	32,800円	20,500円
平等割額	20,800円	13,000円
計	53,600円	33,500円
今回の改正による減額分▲20,100円		

※このほか、所得割と資産割があります。

◇4人世帯(夫婦42歳)子(10歳、8歳)  
軽減判定所得220万円の場合  
改正前：軽減非該当⇒改正後：2割軽減

	改正前	改正後
均等割額	146,000円	116,800円
平等割額	26,000円	20,800円
計	172,000円	137,600円
今回の改正による減額分▲34,400円		

※このほか、所得割と資産割があります。

◆課税限度額(上限額)の引き上げ

国の税制改正により、保険税の課税限度額が引き上げられました。市でも、国の基準に合わせて平成27年度分から

医療分と後期支援金分の課税限度額をそれぞれ1万円、介護分の課税限度額を2万円引き上げます。

区分	改正前	改正後
医療分	51万円	52万円
後期支援金分	16万円	17万円
介護分(40～64歳のかた)	14万円	16万円
合計	81万円	85万円

国民健康保険にご加入のかたへ  
所得の申告をお願いします

国民健康保険に加入している場合、所得が無いかたについても申告が必要です。まだ申告されていないかたは早めに申告してください。

また、8月に更新となります、高齢受給者証の区分、高額療養費の自己負担限度額についても所得により判定されますので、必ず所得の申告をしてください。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎  
内線1732